

居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦について、それぞれ、中間指針第五次追補に基づく精神的損害の合計額（過酷避難慰謝料、日常生活阻害慰謝料（基本分）及び生活基盤変容慰謝料の各目安額に加えて、妻については、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分185万円（平成23年3月から平成30年3月まで）を含む。）から、確定判決に基づく既払金を控除した金額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1分

精神的損害（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償） 30万円
（ただし、①過酷避難慰謝料30万円、②日常生活阻害慰謝料850万円、③生活基盤変容慰謝料250万円の合計1130万円から、④避難を余儀なくされた慰謝料150万円、⑤避難生活の継続による慰謝料850万円、⑥故郷変容慰謝料100万円の既払金合計1100万円を控除した差額）

2 申立人X2分

精神的損害（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償） 144万円
（ただし、①過酷避難慰謝料30万円、②日常生活阻害慰謝料850万円、③生活基盤変容慰謝料250万円、④介護増額分185万円（平成23年3月11日から平成30年3月31日まで）の合計1315万円から、⑤避難を余儀なくされた慰謝料150万円、⑥避難生活の継続による慰謝料850万円、⑦故郷変容慰謝料100万円、⑧介護増額分71万円（平成23年3月11日から平成29年1月31日まで）の既払金合計1171万円を控除した差額）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金174万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年1月15日

(仲介委員 海野 浩之)